

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB協会A支部において、貨物の受渡しの証明などの検数業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、船上における検数業務中、つまずいて転倒し、腰を受傷した。請求人は受傷同日、C病院に受診し、「腰部打撲挫傷」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、平成〇年〇月〇日に「腰部脊柱管狭窄症」（以下「現傷病」という。）の手術を受け、現傷病は旧傷病の再発であるとして、監督署長に対し療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、現傷病は旧傷病の再発であるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、旧傷病の治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の

9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現傷病について、旧傷病発症以前には全く無症状であったものが手術を要するほどに腰痛等の症状が悪化したことから、旧傷病の再発であると主張している。

(2) そこで、本件に係る医師の見解についてみると、次のとおりである。

D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、現傷病は旧傷病の再発である可能性が高いと所見し、その根拠として、現傷病は加齢性変化を基盤とするが、外傷により急激に増悪することは考えられる旨述べている。

一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件については今回、基礎疾患を明らかに増悪させたとする業務上の事由は認められておらず、腰痛が悪化したからといって平成〇年〇月の腰痛が悪化したという医学的な根拠に乏しく、むしろ自己の素因である『腰部脊柱管狭窄症』が自然経過の中で徐々に増悪したと考えるのが妥当である。」と述べている。

さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、請求人の腰椎には、本件災害以前から現傷病の原因となりうる多椎間の椎間板症と第5腰椎の分離すべり症があるが、外傷性変化は認めない、平成〇年以降の症状の悪化は、画像所見からみて、椎間板症と腰椎の分離すべり症の進行及び病変の拡大に伴う現傷病の悪化によると考えられるが、悪化の原因は変性性変化の自

然経過による進行であって、業務に起因するものではないと述べている。

(3) 以上のように、D医師は、請求人の現傷病について、本件災害による外傷によって急激に悪化しており旧傷病の再発である可能性が高いと述べているが、同医師の意見は可能性を述べているにすぎない。これに対し、E医師及びF医師の意見は、請求人の現傷病について、本件災害時の外傷、以後の腰痛の推移及び画像所見の経過等を考察した上で旧傷病の再発を明確に否定したものである。当審査会としても、両医師の意見は妥当であり、現傷病は旧傷病の悪化とは認められず、したがって、再発には該当しないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の現傷病は旧傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。